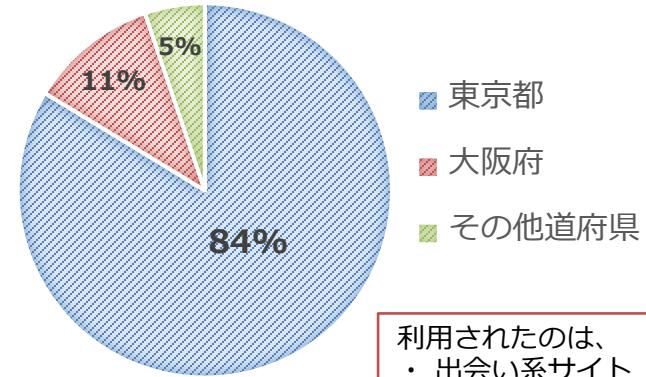


○ 令和7年中の売春防止法違反の検挙状況

売春防止法違反検挙件数	347件
売防法第6条～第13条違反検挙件数 (周旋、売春をさせる契約、場所提供等)	147件
売防法第5条違反検挙件数 (勧誘等)	200件
インターネット利用なし	135件
インターネット利用あり	65件

※ 令和7年中の児童買春(児童買春・児童ポルノ
禁止法違反) 検挙件数: 331件

インターネット利用なし



利用されたのは、
・ 出会い系サイト
・ コミュニティサイト
(SNS、プロフィールサイト等)
・ 電子掲示板

地域社会との連携・環境の整備

【警視庁】

- 客待ちをしていると思われる女性への声かけや買春客の排除等のため、新宿区や歌舞伎町二丁目町会との合同パトロールを実施
- 東京都やビルの管理会社に対して、ビル周辺にフェンス等を配置するよう要請



合同パトロールの様子

等

【大阪府警察】

- 客待ちをしていると思われる女性への声かけや買春客の排除等のため、地域住民、地元商店会等と、月1回以上の合同パトロールを実施
- 大阪市や町会、防犯協会等と協働し、路面塗装やイラストの設置等の取組を実施(イエローロード)



イエローロード

等

客待ちをしている女性に対する支援

- 客待ちをしていた女性に対して声かけや面談を実施し、支援の必要性や希望の有無を確認の上、自治体の福祉事務所に引き継ぐなどの支援を実施
- 女性が支援を希望するか否かにかかわらず、各種支援機関の連絡先等が掲載されたリーフレットを配布

等

悪質ホストクラブ対策等（背後関係に着目した売春関係事犯の取締り）

背景

いわゆるホストクラブにおいて遊興又は飲食をした女性客が、売掛金等の名目で多額の債務を負担させられ、ホストやホストクラブ経営者から、その支払のために売春することや性風俗店で稼働すること等を要求される事案が発生し、社会問題化

令和7年改正風営適正化法の概要（令和7年11月28日までに全面施行）

1 接待飲食営業（設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業）に係る遵守事項・禁止行為の追加

- ▶ 客の恋愛感情等につけ込んだ飲食等の要求等の行為を接待飲食営業を営む風俗営業者に係る**遵守事項**として規定
- ▶ 次の行為を接待飲食営業を営む者に係る**禁止行為**として規定（**罰則あり**）
 - ・客に注文や料金の支払等をさせる目的での**威迫**
 - ・**威迫**や**誘惑**による料金の支払等のための**売春（海外売春を含む。）**、性風俗店勤務、A V出演等の要求

2 性風俗店によるスカウトバックの禁止（罰則あり）

- ▶ **性風俗店**を営む者がスカウト等から求職者の紹介を受けた場合に**紹介料を支払うこと（いわゆる「スカウトバック」）を禁止**

3 無許可営業等に対する罰則の強化

4 風俗営業の許可に係る欠格事由の追加

広報啓発

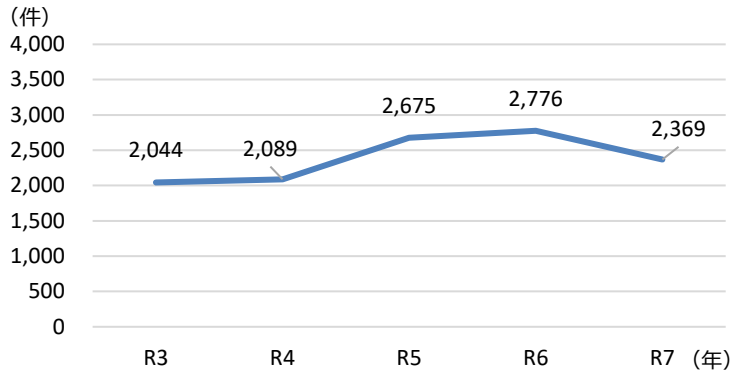
- 改正風営適正化法の概要を示したポスター（右）等の掲示
- 警察庁ウェブサイトにおいて、各種相談窓口の紹介や改正風営適正化法による検挙事例を示したスライドの掲載等を実施
- 各都道府県警察は、改正風営適正化法の概要について、事業者向けの説明会等を実施して周知するとともに、大学生や大学の教職員を対象とする講演等を通じて若者に対する広報啓発を実施

等



法改正前後の状況

●ホストクラブ関係の相談受案件数（全国警察）

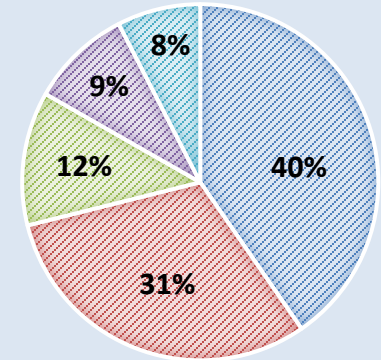


●悪質ホストクラブに係る検挙人員

R5.1～R7.12（約3年）

→ **194事件、436人**

- ホスト
- その他ホストクラブ関係者
- 客引き
- 性風俗店関係者
- スカウト



検挙事例

【改正風営適正化法による検挙事例】

- ホストクラブ従業員の男（20）は、令和7年8月、同ホストクラブの女性客に対し、SNSでメッセージを送信して甘言を用いて同客を誘惑し、飲食料金の支払等のために同客が売春をすることにより金銭を得ることを要求した。同年11月、同男を風営適正化法違反（威迫や誘惑による料金の支払等のための売春等の要求）で逮捕した（福岡県警察）。

【売春防止法による検挙事例】

- 令和7年7月、大久保公園周辺において売春目的で客待ちをしていた女性を検挙したところ、捜査の過程において、同女がいずれかの者から指示を受けて売春目的の客待ちをしていたことが判明した。同女の身に危険が及ぶおそれがあったことから、保護の上避難措置を講ずるとともに、同年10月、同女に売春をするよう指示をしていた男女（同女が稼働するガールズバーの店長ら）を売春防止法違反（売春をさせる業）で逮捕した（警視庁）。